日本標準産業分類第13回改定 統計委員会答申における指摘事項

# 1.「今後の課題」として指摘されている事項(答申の記3)

### 3 今後の課題

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月閣議決定)における「公示した統計基準について、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。」に基づき今回、日本標準産業分類の変更について検討を行い、必要な変更を行うこととしたが、今後においてもその趣旨を踏まえ、適時適切に見直しの検討を行う必要がある。その際には、分類項目や一般原則について、今回の変更では活用できなかった経済センサスー活動調査の結果や実施状況等を十分活用するとともに、国際比較性をより向上させる観点からの検討を行う必要がある。

また、特に以下の事項について今後検討する必要がある。

(1) 一般原則について

「第3項 分類の基準」(※1)において3つの基準を順序付けて記載しているが、 国際標準産業分類における記載内容と比較しその妥当性を検討する。

(2) 「無店舗小売業」及び「管理,補助的経済活動を行う事業所」について

前記「2(3)前回(第12回改定)統計審議会答申における指摘事項への対応」において、「無店舗小売業」及び「管理,補助的経済活動を行う事業所」の実査上の問題点の把握・検証を「平成21年経済センサス-基礎調査」を用いて行っているが、今後引き続き、販売額や経理事項を調査事項としている「平成24年経済センサス-活動調査」においても問題点の把握・検証を行う必要がある。

なお、「無店舗小売業」については、現在は「店舗を持たない小売業」としているため、インターネットによる通信販売が売上げの大宗を占めていても、店舗があれば「無店舗小売業」とならないことなど、急速に発展しているこれらインターネットによる電子商取引の活動の実態をより正確に把握する観点から見直す必要がないかを検討する。

## 2. 上記1以外で個別に課題とされている事項(答申の記2-(4))

#### (4) その他

総務省は、今回の改定案には含まれていないが検討を行ったもののうち「調剤薬局」の属するべき大分類の変更、「レッカー車業」の細分類の新設について、諮問の妥当性や今後の検討作業の課題についての意見を求めている。

これらについては、次のとおりである。

ア 「調剤薬局」については、日本標準産業分類は業法による分類ではなく、医薬 品の販売という経済活動に着目して小売業としていること、国際比較の観点から も国際標準産業分類や諸外国の産業分類は小売業に位置付けていることから、大 分類の変更を行わないことは適当である。ただし、「薬局」とは「薬剤師が販売又 は授与の目的で調剤の業務を行う場所」と法令で定義されており、処方せんに基づく調剤を行っている多くの薬局からは、法令に基づく名称でない「調剤薬局」という分類項目名は不適切であるとの指摘があることから、「調剤薬局」という分類項目名について、今後、統計調査の実施上の観点も踏まえ検討を行う必要がある。

イ 「レッカー車業」については、その実態把握が十分できていないことから、今後、関係府省において引き続き情報収集を行った上で、細分類項目の新設の適否を検討することは、適当である。なお、その際には、国際比較の観点から(※2)、上位分類の妥当性も含めて検討を行う必要がある。

#### (※1) 日本標準産業分類(第13回改定)一般原則の「第3項 分類の基準」

本分類は、統計調査の対象における産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。この分類は、事業所において行われる経済活動、すなわち産業を、主として次のような諸点に着目して区分し、体系的に配列したものである。

- (1) 生産される財又は提供されるサービスの種類(用途,機能等)
- (2) 財の生産又はサービス提供の方法(設備,技術等)
- (3) 原材料の種類及び性質,サービスの対象及び取り扱われるもの(商品等)の種類なお,分類項目の設定に当たっては,事業所の数,従業者の数,生産額,販売額等も考慮した。

#### (※2) レッカー車業の国際分類等における位置づけ

○国際標準産業分類(ISIC)

H 運輸·保管業

52 倉庫業及び運輸支援活動

522 運輸支援活動

5221 陸運に附帯するサービス活動 例示 「牽引及びロードサービス」

○北米産業分類システム(NAICS)

48-49 運輸及び倉庫業

488 運輸支援活動業

4884 道路運輸支援活動

48841 自動車牽引業

488410 自動車牽引